

中泊町農業委員会会議録

令和6年10月11日

中泊町農業委員会

令和6年中泊町農業委員会10月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月11日(金) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員(15人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹		
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(0人)

委 員	12番	工藤 正太		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第22号 農地法第3条の許可取消願について

報告第23号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第22号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第24号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長

古 川 優

係 長 打 越 賢 一

主 幹

谷 伊久弥

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和6年中泊町農業委員会10月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は15名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長
(会長)

【会長挨拶】

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、1番大川委員、2番藤田委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長、打越係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第20号

事務局
(打越)

3ページをお開きください。
報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和6年10月11日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、1件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第20号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第21号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第21号

事務局
(次長)

10ページをお開きください。

報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和6年10月11日提出 中泊町農業委員会会長。

9月の相続等の届出は9件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第21号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第22号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第22号

事務局
(次長)

13ページをお開きください。

報告第22号「農地法第3条許可取消願について」農地法第3条許可の取消願について、次のとおり報告する。令和6年10月11日提出 中泊町農業委員会会長。

農地法第3条第1項の規定に基づく許可の取消願が提出されたので報告するものであります。提出された件数と面積は、畑1件187㎡であります。なお、取消理由につきましては14ページに記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものであります。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第22号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第23号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第23号

事務局
(打越)

15ページをお開きください。

報告第23号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和6年9月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和6年10月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。9月分の農地移動あっせん申し出は2件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第23号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第21号

議長
(会長)

議案第21号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(次長)

18ページをお開きください。議案第21号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年10月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第21号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

木村委員

議席13番、木村です。それでは報告いたします。去る10月1日、私と葛西委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(次長)

19ページをご覧ください。
受付番号28番は、田茂木字若宮の田12筆、面積は7,046㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

す。
受付番号29番は、尾別字湯島の田2筆、面積は8,841㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
受付番号30番は、小泊字朝間の畑1筆、面積は543㎡の親子間贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
以上、受付番号28番から30番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長
(会長)

す。ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第21号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第22号

議長
(会長)

次に、議案第22号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(次長)

22ページをお開きください。議案第22号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。令和6年10月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第22号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

木村委員

議席13番、木村です。それでは報告いたします。去る10月1日、私と葛西委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第4条申請は、1件でございます。申請地は宮野沢字蛭澤の畑1筆であります。面積その他の基準からみて問題なく許可相当と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(次長)

次のページをお開きください。
受付番号4番について説明いたします。申請地は宮野沢字蛭澤の畑の1筆で、面積は429㎡、転用目的は、農業用倉庫を新設するものであります。申請地は、中泊町役場から東側に約2,000mの距離にあり町運動公園から南東へ約100mほどの位置にあります。周辺農地への支障につきましては、東が宅地北側に農業用取付道路、西側、南側が川に囲まれていることから問題ないものと思われ。許可基準に定める農地区分としては、その他の2種農地に該当。運用通知としましては、第1種農地「第2の1の(1)のイのイのCの(a)」を適用しております。以上です。

◎議案第23号

議長
(会長)

議案第23号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(次長)

26ページをご覧ください。議案第23号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第3項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。令和6年10月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第23号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

木村委員

議席13番、木村です。それでは報告いたします。去る10月1日、私と葛西委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条申請は1件ございました。申請地は、宮川字色吉の畑1筆であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(次長)

次のページをお開きください。
受付番号5番について説明いたします。申請地は宮川字色吉の畑の1筆で、面積は342㎡、転用目的は、譲受人が居住用住宅を新築し使用するものです。申請地は、中泊町役場から北へ約1km、中里中学校から東へ約1.1kmの位置にあります。周辺農地への支障につきましては、西側が畑、北側が町道であり、南側、東側には擁壁、法面があり、周辺は宅地に囲まれていることから問題ないものと思われ。許可基準に定める農地区分としては、その他の2種農地に該当。運用通知としましては、その他の2種農地「第2の1の(1)の力の(A)」を適用しております。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第23号は原案のとおり決定いたします。

議長
(会長)

次の議案に入る前に私、松坂と外崎委員に関連している事案が含まれますので「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席を求めます。

なお、私が退席中の議事の進行を葛西職務代理にお願いいたします。

【松坂会長、外崎委員退席】

◎議案第24号

葛西
職務代理

それでは、議案第24号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(打越)

37ページをお開きください。

議案第24号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和6年10月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和6年10月3日付け中農政第160号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局
(打越)

（利用権設定）

40ページから41ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号55から57番の3件です。内訳は再設定が2件、新規が1件となっております。

受付番号55、56番は再設定となりますので詳しくは資料をご覧ください。

40ページから41ページをご覧ください。

受付番号57番は、新規の設定で田茂木字若宮地内1筆ほか、4筆、全5筆の田、面積は7,967㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり¥30,000。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

利用権設定については以上です。

事務局
(打越)

（農地中間管理事業の利用権設定）

44ページから46ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号機構24-14番から受付番号機構24-16番までの3件です。

44ページをご覧ください。
受付番号機構24-14番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字蛭沢地内の1筆の田、面積は2,579㎡の使用貸借です。期間は15年です。

44ページから45ページをご覧ください。
受付番号機構24-15番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内10筆ほか、高根字小金石地内5筆、薄市字沖原地内3筆、計18筆の田、面積は51,823㎡の使用貸借です。期間は10年です。

46ページをご覧ください。
受付番号機構24-16番は新規の設定で、設定する農地は今泉字神山地内の3筆の田、面積は7,730㎡の使用貸借です。期間は14年です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

葛西
職務代理

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

葛西
職務代理

ないようですので、お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

葛西
職務代理

異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり決定いたします。

松坂会長、外崎委員の入場を許可します。

【松坂会長、外崎委員入場】

葛西
職務代理

松坂会長が入室されましたので、以降の進行を松坂会長にお願いいたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(打越)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和6年中泊町農業委員会10月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月11日

農業委員会
会長

松坂 龍美 

署名委員

大川 勝仁 

署名委員

藤田 次男 
